

Ⅵ 県立高等学校の授業料等及び修学支援制度

1 授業料・入学料・入学検定料、1人1台端末について

令和7年度の授業料等は次のとおりです。（条例の改正により、額が改定されることがあります。）

| 区 分 | | 授業料 | 入学料 | 入学検定料 |
|------------|-------------------|----------------|---------|---------|
| 全日制の課程 | | 118,800 円 | 5,650 円 | 2,200 円 |
| 定時制の 課程 | 単位制による課程以外の もの | 32,400 円 | 2,100 円 | 950 円 |
| | 単位制による課程である もの | 1単位につき 1,740 円 | 2,100 円 | 950 円 |
| 通信制の課程 | | 1単位につき 336 円 | 500 円 | |

※校納金（教科書等の教材費、PTA・後援会費、修学旅行積立金等）は各高等学校の定めにより別途納めていただく必要があります。

【1人1台端末について】

県立高校では、1人1台端末を使用した授業が開始されております。端末については、「BYOD (Bring Your Own Device) : 個人所有の端末を活用すること」で実施しているため、原則として個人で準備していただきます。

機種等について、指定している高校もあるため、詳細については入学時に各高校から説明があります。

また、貸出用も用意しておりますので、必要な場合は各高校に御相談ください。

2 修学支援制度

(1) 就学支援金(授業料関係)制度

県立高校の授業料は、平成26年4月以降入学する生徒から、保護者の所得が一定額未満の場合は、国から支給される「就学支援金」の受給を申請することができ、認定された場合は原則保護者が負担することはありません。

| 区 分 | 概 要 |
|--------------------|---|
| 対象者 | 平成26年4月以降入学する新1年生から |
| 所得制限 | 保護者等の地方税の課税標準額×6%－調整控除額が304,200円未満(年収の目安は、4人世帯で910万円程度未満)が対象 |
| 支援金支給額 (授業料と同額) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立全日制 : 年額118,800円 (月額9,900円) ・ // 定時制 : // 32,400円 (月額2,700円) ・ // 定時制(単位制): // 52,200円 (30単位履修の場合) ・ // 通信制 : // 10,080円 (30単位履修の場合) |
| 備 考 | 令和7年度は、年収約910万円以上世帯と判定された場合に、「高校生等臨時支援金」が新たに支給されています。 令和8年度からの所得制限の撤廃等いわゆる「高校授業料の無償化」は国が別途検討中です。 |

(2) 奨学のための給付金制度

低所得世帯の教育費の負担を軽減するため、返済の必要がない給付型の奨学金を支給します。(額は毎年改定があります。令和7年度の額は次のとおりです。)

| 区 分 | 概 要 | | |
|------|---|----------|---------|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月以降入学する新1年生から ・保護者が静岡県内に居住している者 | | |
| 所得制限 | 生活保護世帯又は保護者等の「市町村民税所得割」と「道府県民税所得割」が非課税の世帯(年収の目安は、4人世帯で250万円程度未満)が対象 | | |
| 支給額 | 区 分 | 全・定時制 | 通信制 |
| | 生活保護世帯 | 32,300円 | 32,300円 |
| | 非課税世帯 | 143,700円 | 50,500円 |

(3) その他の修学支援制度

「就学支援金」や「奨学のための給付金」のほかにも、次のような支援制度があります。

| 修学支援 制度の名称 | 遠距離通学費補助 | 定時制・通信制修学補助金 | | 定時制・通信制 修学資金貸与(無利息) | 貸与型奨学金(無利息) | |
|---------------|---|----------------|-------------------------|---|--|---------------------|
| | | 教科書 | 夜食費 | | 教育資金 | 奨学金 |
| 対象者 課程等 | 全日制・定時制 | 定時制・通信制 | 定時制 | 定時制・通信制 | 高等学校 特別支援学校高等部(本科) | 高等学校 高等専門学校 |
| 申請条件 | 通学定期代が月 15,000円を超える者 | 有職者(年90日以上就労)等 | | ・有職者(通年就労)(バイト可) ・単位履修登録要件あり | ・保護者県内在住 ・成績要件あり (原則、中学3.5以上、高校3.0以上) | ・保護者県内在住 ・成績要件なし |
| 所得制限 | 保護者等それぞれの「市町村民税の所得割額」と「道府県民税所得割額」の合算額が 85,500円未満 (年収の目安は、4人世帯で350万円程度未満) ※ 規則の改正により、所得制限基準が改定されることがあります。 | | | | 主たる家計支持者 | 世帯全員 |
| 対象経費 | 通学定期購入費 | 教科書購入費 | 給食費 | 学資 | 教科書費他学校教育費 | |
| 給付・貸与額 | 月15,000円を 超える額の1/2 | 平均年額6,000円/人 | 102円/食 平均年額15,000円/人 | 168,000円/年 (月額14,000円) | 自宅 216,000円/年(月額18,000円) 自宅外 276,000円/年(月額23,000円) | |
| 返還等 | — | — | — | 原則として返還して いただきますが、 <u>卒業し た場合は申請により返 還が免除されます。</u> | <u>高校卒業後に返還していただきます。</u> 大学等に 進学した場合は、返還を猶予することができます。 | |

(4) その他

一部市町、各種団体にも奨学金制度があります。詳しくは、各市町の奨学金担当、又は入学先の高等学校に問い合わせてください。

発行／静岡県教育委員会高校教育課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号 054-221-3114